

厚生労働省発子0508第1号  
平成30年5月8日  
第一次改正 厚生労働省発子0606第2号  
令和元年6月6日  
第二次改正 厚生労働省発子0605第2号  
令和2年6月5日  
第三次改正 厚生労働省発子0706第6号  
令和3年7月6日

指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市区町村長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

### 保育所等整備交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「保育所等整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

保育所等整備交付金交付要綱

(通則)

- 1 保育所等整備交付金（以下「交付金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省  
労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費（小規模保育事業所の場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村（特別区含む。以下同じ。）が買収する場合を含む。）、並びに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備及び保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所等待機児童の解消を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために市町村が策定する市町村整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に関する施設整備事業、防音壁設置計画（以下「設置計画」という。）に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁整備事業（以下「防音壁整備事業」という。）及び防犯対策強化整備計画（以下「防犯計画」という。）に基づいて実施される保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策強化整備事業（以下「防犯対策強化整備事業」という。）に交付する。

(定義)

- 4 この交付要綱において「保育所等」、「保育所機能部分」、「小規模保育事業所」、「防音壁整備事業」、「防犯対策強化整備事業」とは、次の表に定める施設又は事業をいう。

区分	定義
保育所等	・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（同法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」）という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分</li> <li>・認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）において、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設としての保育を実施する部分</li> <li>・平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園</li> <li>・平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼保連携型認定こども園分園・保育所型認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分</li> </ul>
保育所機能部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園法第3条第1項及び第3項に基づく認定を受けることができる幼稚園において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分（当該施設の定員が20人以上の場合に限る。）</li> <li>・平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼稚園型認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分</li> </ul>
小規模保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う事業所</li> </ul>
防音壁整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁設置に係る費用の一部を補助する事業</li> </ul>
防犯対策強化整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の防犯対策を強化する観点から、保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る費用の一部を補助する事業</li> </ul>

5 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所を整備すること。</li> <li>（地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を含む。）</li> </ul>

修理	大規模修繕等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設について、平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。</li> <li>・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</li> <li>② その他必要と認められる上記に準ずる工事</li> </ul> </li> </ul>
改造	増築 増改築 改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。</li> <li>・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。</li> <li>・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。</li> <li>* 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、平成20年6月12日雇児発第0612010号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。</li> </ul> </li> </ul>
整備	老朽民間児童福祉施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人が設置する施設について、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備（一部改築を含む。）をすること。</li> </ul>
	防音壁整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備（市町村が必要性を認めたものに限る。）</li> </ul>
	防犯対策の強化に係る整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に係る整備</li> </ul>

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業は、次の表の①の施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠（(4)防音壁を設置する施設及び(5)防犯対策の強化に係る整備を行う施設を除く。）により、③欄に定める設置主体が設置する施設に係る施設整備事業に対し、市町村が行う補助事業（(3)小規模保育事業所については公立施設の施設整備事業を除く。）とする。

① 施設の種類	② 設置根拠	③ 設置主体
(1) 保育所等	児童福祉法第 35 条第 4 項及び同法第 56 条の 8 第 3 項並びに認定こども園法第 17 条第 1 項及び同法第 34 条第 3 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人であって、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。） （以下「社会福祉法人等」という。） ただし、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が 1.0 未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。
(2) 保育所機能部分	認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号	社会福祉法人又は学校法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が、当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。) ただし、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が 1.0 未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。
(3) 小規模保育事業所	児童福祉法第 34 条の 15 第 1 項及び第 2 項	市町村が認めた者(公立施設を含む。)
(4) 防音壁を設置する施設	—	本表「①施設の種類」の(1)(2)(3)に応じた「③設置主体」
(5) 防犯対策の強化に係る整備を行う施設	—	本表「①施設の種類」の(1)(3)に応じた「③設置主体」

(交付金の対象除外)

7 この交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (5) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (6) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、市町村に対し、整備計画、設置計画又は防犯計画(以下「整備計画等」という。)に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 6の(1)の事業(保育所等)

ア 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度(以下「整備年度」という。)の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所等が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申込児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分(「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。以下同じ。)の利用定員総数が増加する施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表2-1で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表2-2で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算

出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(2) 6の(2)の事業(保育所機能部分)

ア 市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備に限る。)

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3、別表2-5で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 6の(3)の事業(小規模保育事業所)

ア 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申込児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表2-8で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6、別表2-9で定める基準により算出した基

準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(4) 6の(4)の事業(防音壁を設置する施設)

市町村が策定する設置計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-7で定める基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-7で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(5) 6の(5)の事業(防犯対策の強化に係る整備を行う施設)

市町村が策定する防犯計画に基づく施設整備事業

① 門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8の第3欄のアで定める基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② 非常通報装置等の設置の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8の第3欄のイで定める基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表に掲げる施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。ただし、対象となる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基



づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合、8 の（1）（2）（3）、9 の（2）（3）（4）の算定にあつては、算出された基準額に対して、0.08 を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

（1）次の表の①に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 2-3、別表 2-6、別表 2-10 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

（イ）工事請負契約等を締結する単位ごとに別表 1-1、別表 1-3、別表 1-5 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1-9 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と（イ）により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

（2）次の表の②③に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 2-4、別表 2-7、別表 2-11 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

（イ）工事請負契約等を締結する単位ごとに別表 1-1、別表 1-3、別表 1-5 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1-9 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と（イ）により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

（3）次の表の④に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

8 の（1）（2）（3）、9 の（2）について交付金の交付額の算定にあつては、「交付基準額表」中、「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

（4）次の表の⑤に掲げる「保育所等」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

8 の（1）（3）、9 の（1）（2）（3）に基づいて算定し、「交付基準額表」中、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

①	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
②	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第 5 条に基づく事業として行う場合

③	山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前 3 か年度内の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 0.4 未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）
④	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設
⑤	平成 28 年 4 月 7 日雇児発第 0407 第 2 号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針に基づき、参加する自治体が当該事業を行う場合

（交付金の概算払）

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合において、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものとする。

（交付の条件）

11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

（1）事業の内容のうち、整備計画等に記載された建物等の用途を変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

（2）整備計画等に記載された事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

（3）整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

（4）この交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 3 の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（5）市町村は社会福祉法人等の事業者に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア （1）～（3）に掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得

し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙 7 の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

(6) (5) により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

(7) 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税又は地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) 事業者が (5) により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

12 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙 1 の様式による申請書に關係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

イ 道府県知事は、別紙 1 の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めるときは、地方厚生（支）局長が別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙 1 の様式による申請書に關係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

イ 都知事は、別紙1の申請書を受理したときは、関東信越厚生局長が別に定める日までに関東信越厚生局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12に定める申請手続に従い、別に指示する日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

14 地方厚生(支)局長は、12又は13による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

15 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により12月末日現在の状況を翌月15日までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

(実績報告)

16 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めるときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、都知事を経由して、別紙6の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日の

いずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 17 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 18 特別の事情により、8、12、13、15及び16に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

## 別表 1 - 1

## 算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所等	本体工事費	<p>別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※ 1 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第 5 条に基づく事業、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業を含む。</p> <p>※ 2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同</p>	別表 1 - 9 のとおり

		<p>年法律第 79 号) 第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号) 第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>	
	<p>解体撤去工事費及び仮施設整備工事費(災害復旧に係る仮施設整備工事費は除く。)</p>	<p>別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2 について同上。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	

別表 1 - 9

保育所等整備交付金における施設整備事業の国、市町村、事業者の負担割合

	国	市町村	事業者
下記以外	1/2	1/4 (※1)	1/4 (※1)
新子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業（8（1）ア又は8（3）アの事業に限る。）	2/3	1/12 (※2)	1/4 (※2)
9の表の①に基づく施設整備事業（防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備を除く。）	3/4	1/8 (※3)	1/8 (※3)
9の表の②③に基づく施設整備事業（防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備を除く。）	5. 5/10	1/4 (※4)	1/5 (※4)

※1 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/2

※2 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/3

※3 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/4

※4 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 4. 5/10

※5 市町村は、上記の負担割合に応じて、事業者に対し、国の負担割合分と市町村の負担割合分の合計額を補助する。



別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

## ■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	54,400	59,900
定員21～30名	57,100	62,900
定員31～40名	66,300	73,100
定員41～70名	75,800	83,400
定員71～100名	98,500	108,300
定員101～130名	118,400	130,200
定員131～160名	137,100	150,700
定員161～190名	155,700	171,300
定員191～220名	173,000	190,400
定員221～250名	191,700	211,000
定員251名以上	213,100	234,300
特殊附帯工事	8,190	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	28	
定員21～30名	20	
定員31～40名	17	
定員41～70名	15	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	23,800	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	7,730	8,510

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。  
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。  
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)